第 356 回　企業会計基準委員会議事概要

I.　日　時　　平成 29 年 3 月 13 日（月）　13 時 15 分～16 時 20 分

II. 場　所　　財務会計基準機構 会議室

III.議　題

（審議事項）

(1) 委員会運営について（非公開）

(2) 2017 年 3 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の報告

(3) 企業会計基準「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」【公表議決】

(4) マイナス金利に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応

(5) 実務対応報告第 18 号の見直しに関する公開草案に寄せられたコメントへの対応

(6) 公共施設等運営権に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応

(7) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

(8) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

IV. 議事概要

（審議事項）

(1) 委員会運営について（非公開）

都財務会計基準機構代表理事常務及び安井常勤委員より、委員会運営について説明がなされ、審議が行われた。審議の結果、翌事業年度の事業計画案及び収支予算案を理事会に提出することが承認された。

(2) 2017 年 3 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の報告

川西常勤委員より、2017 年 3 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の報告として、基本財務諸表、開示に関する取組み、資本の特徴を有する金融商品及び対称的な期限前償還オプションを中心に説明がなされ、審議が行われた。

(3) 企業会計基準「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」【公表議決】

小賀坂副委員長及び淡河専門研究員より、企業会計基準「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」について説明がなされ、審議・採決が行われた。採決の結果、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された。

(4) マイナス金利に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより、実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」に寄せられたコメントへの対応について説明がなされ、審議が行われた。可能であれば、次回の委員会において、「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」の公表承認に関する審議を行う旨が説明された。

(5) 実務対応報告第 18 号の見直しに関する公開草案に寄せられたコメントへの対応

小賀坂副委員長及び三宮専門研究員より、実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

等に寄せられたコメントへの対応について説明がなされ、第 100 回実務対応専門委員会（平成 29 年 3 月 9 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。可能であれば、次回の委員会において、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の公表承認に関する審議を行う旨が説明された。

(6) 公共施設等運営権に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応

小賀坂副委員長及び藤澤専門研究員より、実務対応報告公開草案第 48 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」に寄せられたコメントへの対応について説明がなされ、第 100 回実務対応専門委員会（平成 29 年 3 月 9 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

(7) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

小賀坂副委員長及び淡河専門研究員より、税効果会計に係る開示の検討について説明がなされ、第 48 回税効果会計専門委員会（平成 29 年 3 月 9 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

(8) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

小賀坂副委員長及び川西ディレクターより、重要性に関する事項、収益認識の単位及び取引価格の配分に関する事項及び会計基準の文案について説明がなされ、第 78 回収益認識専門委員会（平成 29 年 2 月 28 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。